

フォレストワーカーズクラブ@とちぎ会則

第1章 総 則

第1条 本クラブは、フォレストワーカーズクラブ@とちぎと称する。

第2条 本クラブの事務局は、栃木県森林組合連合会内に置く。

第3条 本クラブは、とちぎの素材生産を担う林業事業体の技術者や森林所有者など、現場作業を実践していく「人」のパートナー組織。
若きワーカーたちの交流の場や、行政や関係団体、素材生産事業体間の連携役などの機能を持った仲間による活動・発信を目的とする。

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 地方創生・農山村地域の活力アップに貢献する活動の調査研究
2. 会員の知識向上・技能のスキルアップに資する研修会等の開催
3. クラブ活動の情報発信や地域イベント等への参加協力
4. 林業就業者の確保・育成・定着等に貢献する活動の調査研究
5. 会員相互の親睦・連携に関する事項
6. 同一目的を有する他組織・団体との連携・協調に関する事項
7. その他目的達成に必要な事項

第2章 構 成 員

第5条 本クラブは、正会員と賛助会員により構成する。

1. 正会員

県内林業事業体・森林所有者のワーカー等林業技術者

2. 賛助会員

会社や団体、個人等で本クラブの活動の趣旨に賛同する者

第6条 前条に掲げる者は、随時本クラブに加入することができる。

会員が脱会するときは、届け出るものとする。

第3章 役員

第7条 本クラブに次の役員を置く。

1. 理事 10名以内 監事 2名
2. 理事の選出基準は、別に理事会で定める。

第8条 役員は、総会において選任する。

理事は、会長1名、副会長2名、常務理事1名を互選する。

第9条 会長は、本クラブを代表し、クラブの業務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

常務理事は、本クラブの事務局業務を兼務し、会長、副会長を補佐して業務を執行し、会長、副会長ともに事故あるときは、その職務を代理する。

第10条 監事は、クラブの会計を監査する。

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第12条 本クラブに会計1名を置く。会計は会長が委嘱する。

第4章 総会

第13条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

定期総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたときこれを開催する。

第14条 総会は、本クラブの最高決議機関であって、総会の議長は会長が議長となり、次の事項を審議決定する。

1. 事業計画ならびに業務報告の承認に関する事項
2. 会則の決定、変更、廃止に関する事項
3. 役員選任に関する事項
4. 会費徴収に関する事項
5. その他必要な事項

第15条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

但し、委任状をもってこれに変わることができる。

総会の議決は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第4章 理事会

第16条 理事会は会長が招集する。

第17条 理事会において、このクラブの業務運営に関する重要事項を審議する。

第18号 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第19号 理事会の議決は、出席理事の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第5章 会計

第20条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わるものとする。

第21条 本クラブの経費は、会員の会費およびその他の収入をもって充てる。
経費予算、会費ならびにその徴収方法は、総会においてこれを定める。

第22条 本クラブの目的に賛同して寄付される金品は、すべて一般会計に繰り入れるものとする。

付 則

第23条 本クラブの業務執行に関する細則は、別にこれを定める。

第24条 この会則は、平成27年8月1日より施行する。